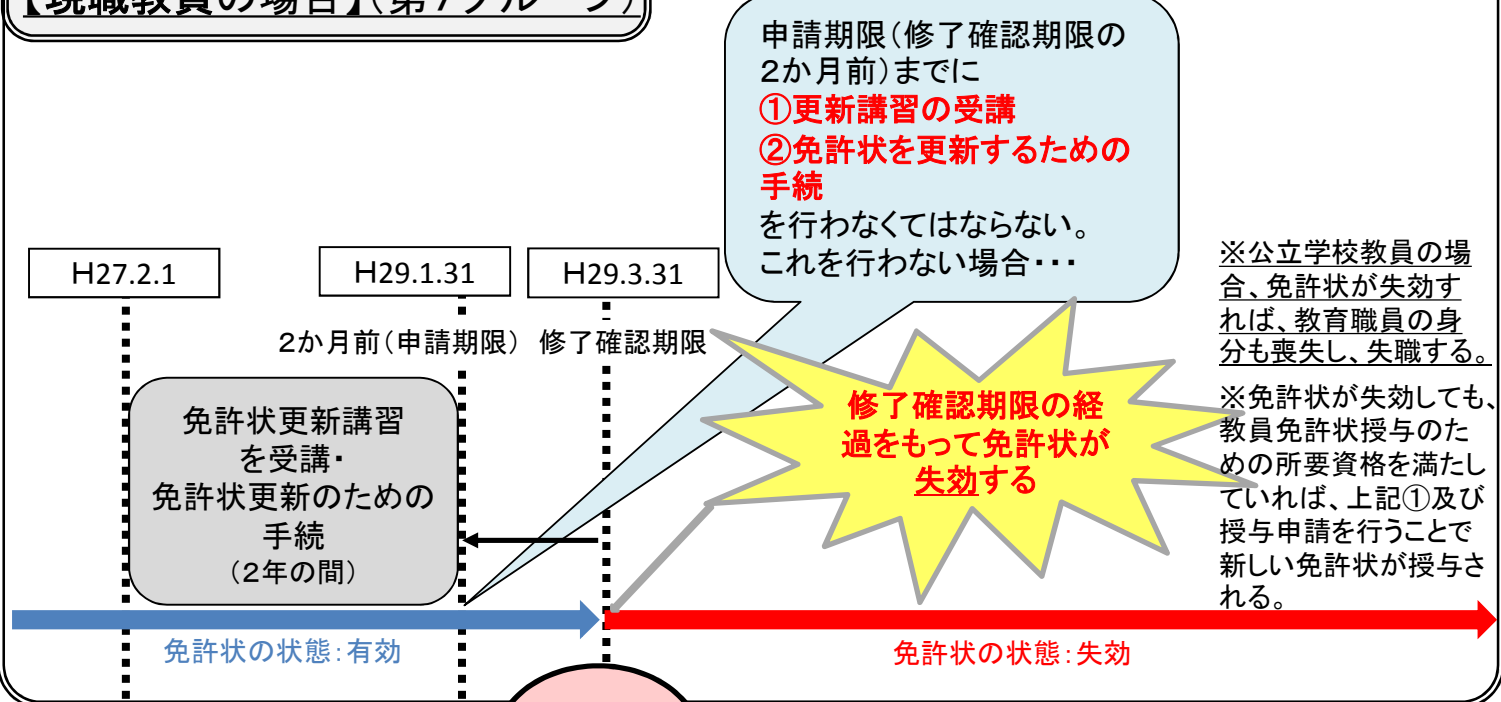
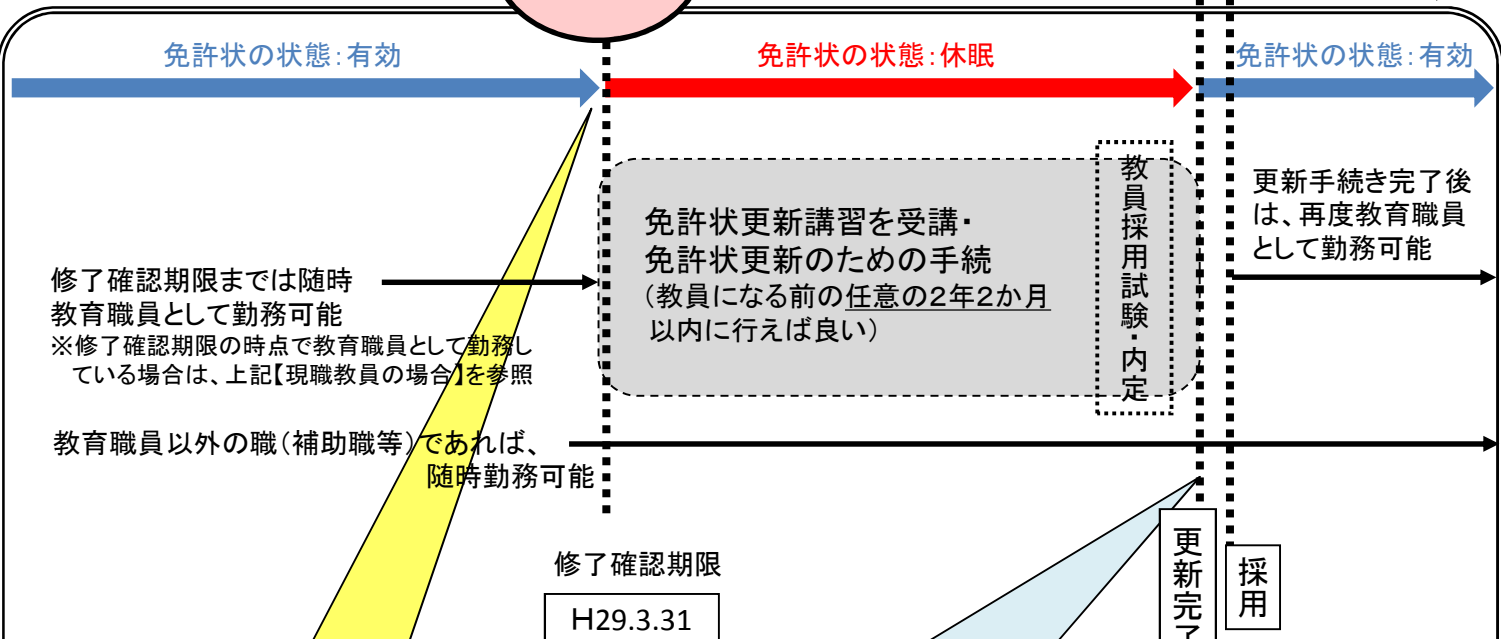


<旧免許状所持者(平成21年3月31日までに授与された免許状所持者)>

【現職教員の場合】(第7グループ)



修了確認期限
H29.3.31



修了確認期限を過ぎても**免許状は失効しない(休眠状態)**。

修了確認期限後に教員になる場合には、**教員として採用される前までに、①更新講習の受講 ②免許状を更新するための手続を行わなくてはならない。**

※左記①②を行わない免許状は、失効はしていないが、有効な免許状ではない(休眠状態)ため、①②を行った後でないと、当該教員を採用することができない。

【現職教員ではない場合】及び【新たに教員を採用する場合】(第7グループ)

<新免許状所持者(平成21年4月1日以降に初めて授与された免許状所持者)>

【有効期間満了日が平成32年3月31日の場合】

新免許状所持者は、現職教員であっても現職教員でなくても、申請期限(有効期間の満了の日の2か月前)までに

- ①更新講習の受講
 - ②免許状を更新するための手続
- を行わなくてはならない。
これを行わない場合…

※公立学校教員の場合、免許状が失効すれば、教育職員の身分も喪失し、失職する。

※免許状が失効しても、教員免許状授与のための所要資格を満たしていれば、上記①及び授与申請を行うことで新しい免許状が授与される。

有効期間の満了の日をもって免許状が失効する

免許状更新講習を受講・
免許状更新のための手続
(2年の間)

免許状の状態:有効

免許状の状態:失効

有効期間の満了の日
H32.3.31

H30.2.1

H32.1.31

H32.3.31

2か月前(申請期限)

有効期間の満了の日

